

○火災予防条例

網掛けは下記「火災予防条例指導基準」を参照

第4章 避難及び防火の管理等

(避難経路図の掲示等)

第64条の2 劇場等、百貨店（延べ面積が1,000平方メートル以上の小売店舗を含む。）、旅館、ホテル、宿泊所、病院、特殊浴場（蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類する公衆浴場をいう。）及び地下街については、次の各号に定めるところにより、避難上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 各室及び廊下、待合所等多数の者の目にふれやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、入場者、利用者等に対して、避難口、避難階段、避難器具の設置場所、火災が発生した場合の通報、避難の方法等について周知させること。
- (2) 従業者が常時勤務する場所には、適当な数の携帯用メガホン及び携帯用電灯を常備すること。
- (3) 旅館、ホテル及び宿泊所にあつては、就寝場所に適当な数の携帯用電灯を常備すること。

○火災予防条例指導基準

3 指導基準

- (1) 指導基準は、別表のとおりとする。

別表

64の2 ①	目にふれやすい場所	用途ごとに、次表に掲げる場所をいう。	
		用途別	目にふれやすい場所
		劇場等	ロビー、階段、エレベーターホール、喫煙所及び廊下
		百貨店	階段、エレベーターホール、売場及び喫煙所
		旅館、ホテル、宿泊所	客室、廊下、階段、エレベーターホール、フロント及びロビー
		病院	病室、待合室、廊下、エレベーターホール及び階段
		特殊浴場	受付、待合及び脱衣室
		地下街	階段、地下道及び広場

<p>避難経路図</p>	<p>避難経路図は、次によること。</p> <p>1 様式 現在位置を朱色で、2方向に避難できる経路を緑色で示すこと。</p> <p>2 大きさ 廊下、待合所、ロビー、階段等に設けるものにあつてはおおむね50センチメートル角(百貨店にあつてはおおむね1メートル角)以上、各室に設けるものにあつてはおおむね日本産業規格B 5版以上とすること。</p> <p>3 材質 紙等の材質で破損又は汚損のおそれのあるものは、保護のための措置をすること。</p>																					
<p>掲示</p>	<p>高さは、おおむね目の位置とし、その個数は、室数に各階における階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数を加えた数以上とする。</p>																					
<p>火災が発生した場合の通報、避難の方法</p>	<p>避難経路図の余白部分に次の例により簡記すること。</p> <p>「店内放送の指示に従って下さい」</p> <p>「火災を発見した人は、店員に知らせて下さい」</p> <p>その他の例「緊急時は119番通報してください (Emergency call 119) 」 「避難経路図に従って最寄りの階段から避難してください」</p>																					
<p>64の2 ②</p>	<p>適当な数</p> <p>携帯用メガホン及び携帯用電灯について適当な数とは、各用途ごとに次表に掲げる数以上とする。ただし、百貨店の売場に常備する携帯用電灯にあつては、当該数の3倍とする。</p> <table border="1" data-bbox="536 1104 1310 1798"> <thead> <tr> <th>用途別</th> <th>常備場所</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">百貨店</td> <td>各階の売場</td> <td>階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数及び避難器具の設置個数</td> </tr> <tr> <td>警備員室</td> <td>常時勤務する警備員の数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旅館、ホテル、宿泊所、及び病院</td> <td>従業員詰所</td> <td>夜間に勤務する従業員の数</td> </tr> <tr> <td>警備員室</td> <td>常時勤務する警備員の数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下街</td> <td>各店舗</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>管理事務所</td> <td>常時勤務する従業員の数</td> </tr> <tr> <td>上記用途以外の部分</td> <td>事務所等</td> <td>消防計画に基づく避難誘導員の数</td> </tr> </tbody> </table>	用途別	常備場所	数	百貨店	各階の売場	階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数及び避難器具の設置個数	警備員室	常時勤務する警備員の数	旅館、ホテル、宿泊所、及び病院	従業員詰所	夜間に勤務する従業員の数	警備員室	常時勤務する警備員の数	地下街	各店舗	1個	管理事務所	常時勤務する従業員の数	上記用途以外の部分	事務所等	消防計画に基づく避難誘導員の数
用途別	常備場所	数																				
百貨店	各階の売場	階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数及び避難器具の設置個数																				
	警備員室	常時勤務する警備員の数																				
旅館、ホテル、宿泊所、及び病院	従業員詰所	夜間に勤務する従業員の数																				
	警備員室	常時勤務する警備員の数																				
地下街	各店舗	1個																				
	管理事務所	常時勤務する従業員の数																				
上記用途以外の部分	事務所等	消防計画に基づく避難誘導員の数																				
<p>携帯用メガホン</p>	<p>携帯用メガホンの材質及び種別については、規制の対象としない。ただし、警備員が常時勤務する場所に設けるものにあつては、そのうち1個以上はサイレン付電気メガホンであること。</p>																					
<p>64の2 ③</p>	<p>適当な数</p> <p>各宿泊室に1個（1室に5人以上収容できる室にあつては、5人につき1個。ただし、当該室の常備個数が10を超えることとなるときは、10個とすることができる。）以上とする。</p>																					